

新型コロナウイルス感染症に係る受講予定の延期又は払戻の取扱いについて

当協会においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、以下の措置等を講じています。

- ・ 受付時に非接触型体温計により検温し 37.5℃以上の体温を検知した場合の入場のお断り
- ・ アルコール消毒液による手指の消毒
- ・ マスク着用の義務付け
- ・ 同机の受講者間にアクリル板の設置
- ・ 常時換気扇の稼働及び出入口の開放による換気の実施
- ・ 講師はマスク又はマウスシールド等を着用

現在、このような感染予防対策を講じながら、通常の講習を実施していることから、新型コロナウイルス感染を懸念すること等を理由とする受講の延期又は講習料の払戻について、以下のとおり取り扱うこととします。

- 1 新型コロナウイルス感染の懸念を理由とする次回への受講延期や講習料の払戻しの取扱いは行いません。
- 2 すでに、受講の延期の取扱いをしている事業場又は受講者について
 - (1) 延期しての受講を認めた講習を更に延期することはできません。また、延期した講習を受講しない場合に講習料の払戻しはしません。
 - (2) 延期したまま保留している事業場又は受講者について、今年度内に受講する講習を決定しない場合は申込を取り消して払戻しをします。
- 3 今後、再度、緊急事態宣言が行われた場合、緊急事態措置の実施期間に開催する講習等については、受講予定者の希望により、次回への延期又は払戻しをするものとします。
- 4 今後の感染拡大状況や政府、佐賀県の対応方針の変更等状況の変化があった場合は、この取扱いを変更することがあります。